

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 81 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、労政能力開発課の特命参事にあつては、<u>第1項</u>に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第5号から第7号までに掲げる事項を除く。）及び次条に定める事項を専決することができる。</p> <p>(県土整備部の室長、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>公共工事及び営繕工事における調査、計画、設計及び監理に関する委託契約の制度</u>に関すること（<u>他課等の</u>主管に属するものを除き、広域振興局等の実施分を含む。）。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 公共工事<u>及び営繕工事</u>に関する技術の向上に関すること。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) 公共工事<u>及び営繕工事</u>の環境対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(13) <u>公共事業及び営繕工事</u>の費用の縮減及び適正化に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>建設業振興担当課長専決事項</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 公共工事<u>及び営繕工事</u>の検査に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>技術企画指導担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 公共工事<u>及び営繕工事</u>の監督及び安全対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 公共工事<u>及び営繕工事</u>の技術指導及び研修に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 公共工事<u>及び営繕工事</u>の設計積算基準等に関すること。</p> <p>(6) 公共工事<u>及び営繕工事</u>の技術の管理に関すること。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>住宅金融公庫及び独立行政法人都市再生機構の委託業務</u>に関すること。</p> <p>(10)～(21) [略]</p> <p>住宅担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>住宅金融公庫</u>の委託業務に係る工事等の審査及び認定に関すること。</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>[略]</p> <p>10・11 [略]</p>	<p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、労政能力開発課<u>及び森林保全課</u>の特命参事にあつては、<u>同項</u>に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第5号から第7号までに掲げる事項を除く。）及び次条に定める事項を専決することができる。</p> <p>(県土整備部の室長、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>建設関連業務の委託契約の制度</u>に関すること（<u>建築関係建設コンサルタント業務以外</u>の委託契約に係るものにあつては、<u>他部局等</u>の主管に属するものを除き、広域振興局等の実施分を含む。）。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 公共工事に関する技術の向上に関すること。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) 公共工事の環境対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(13) <u>公共工事</u>の費用の縮減及び適正化に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>建設業振興担当課長専決事項</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 公共工事の検査に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>技術企画指導担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 公共工事の監督及び安全対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 公共工事の技術指導及び研修に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 公共工事の設計積算基準等に関すること。</p> <p>(6) 公共工事の技術の管理に関すること。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人都市再生機構の委託業務</u>に関すること。</p> <p>(10)～(21) [略]</p> <p>住宅担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>の委託業務に係る工事等の審査及び認定に関すること。</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>[略]</p> <p>10・11 [略]</p>

別表第2 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び経営企画部長等専決事項（第5条、第31条、第34条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局	
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	
[略]												
4 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)の施行に関する事務	第83条第1項	報告の徴収	[略]									
	第84条第1項	立入検査	[略]									
	第85条第1項	特定製品の提出命令	[略]									
[略]												

備考 [略]

別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局	
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	
[略]												
45 住宅金融公庫の委託業務に関する事務	1 住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)第23条第1項に規定する業務のうち次に掲げる建築物等の工事の審査等	(1) 住宅金融公庫法第17条第1項の規定による資金の貸付けに係る住宅	[略]									
		(2) 住宅金融公庫法第17条第2項の規定による資金の貸付けに係る幼稚園等及び	[略]									

別表第2 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び経営企画部長等専決事項（第5条、第31条、第34条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局	
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	
[略]												
4 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)の施行に関する事務	第40条第1項	報告の徴収	[略]									
	第41条第1項	立入検査	[略]									
	第42条第1項	特定製品の提出命令	[略]									
[略]												

備考 [略]

別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局	
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	
[略]												
45 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関する事務		独立行政法人住宅金融支援機構(平成17年法律第82号)第16条第1項の規定に基づき委託された事務	[略]									
			[略]									

関連利
便施設
(同法
第20条
第3項
の表二
の項に
規定す
る店舗
等に限
る。)

(3) 住
宅金融
公庫法
第17条
第5項
の規定
による
資金の
貸付け
に係る
改良住
宅

(4) 住
宅金融
公庫法
第17条
第6項
の規定
による
資金の
貸付け
に係る
災害復
興住宅
及び付
随する
整地工
事

(5) 住
宅金融
公庫法
第17条
第7項
の規定
による
資金の
貸付け
に係る
地すべ
り等関
連住宅

(6) 住
宅金融
公庫法
第17条
第8項
の規定
による
資金の
貸付け
に係る
宅地防
災工事

	<p>(7) <u>住</u> <u>宅金融</u> <u>公庫法</u> <u>第17条</u> <u>第11項</u> <u>及び第</u> <u>12項の</u> <u>規定に</u> <u>よる資</u> <u>金の貸</u> <u>付けに</u> <u>係る中</u> <u>高層耐</u> <u>火建築</u> <u>物</u></p> <p>2 <u>住宅金</u> <u>融公庫法</u> <u>第23条第</u> <u>9項の規</u> <u>定により</u> <u>住宅金融</u> <u>公庫が受</u> <u>託した資</u> <u>金の貸付</u> <u>けに係る</u> <u>住宅の工</u> <u>事の審査</u></p> <p>3 <u>産業労</u> <u>働者住宅</u> <u>資金融通</u> <u>法（昭和</u> <u>28年法律</u> <u>第63号）</u> <u>第7条第</u> <u>1項の規</u> <u>定による</u> <u>資金の貸</u> <u>付けに係</u> <u>る産業労</u> <u>働者住宅</u> <u>の工事の</u> <u>審査</u></p>																								
備考 [略]																									

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。